

裁 決 書

審査請求人

処分庁

福祉事務所長

審査請求人が平成 29 年 7 月 13 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく平成 29 年 4 月 13 日付け保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

福祉事務所長が平成 29 年 4 月 13 日付けで請求人に対して行った本件処分のうち、第 2 類費の按分に係るものは、これを取り消す。

本件審査請求のその余の部分は、棄却する。

事案の概要

- 1 平成 29 年 3 月 19 日、審査請求人は、貸主である 氏と、契約期間「平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」、水道光熱費「人員四分の一負担（原則）」とされた賃貸借契約を交わした。
- 2 平成 29 年 4 月 3 日、審査請求人は処分庁に來所し、「 」と記載した平成 29 年 4 月 3 日付けの保護開始申請書を提出し、処分庁は受理した。
- 3 平成 29 年 4 月 6 日、処分庁は、新規初動調査のため審査請求人宅を訪問した。賃貸借契約書等の資料を徴取し、居住状況の確認を行った。
- 4 平成 29 年 4 月 7 日、処分庁は、保護の世帯認定及び生活扶助の第 2 類費の算定についてケース診断会議を開催した。
その結果、世帯認定については、審査請求人と貸主の間で賃貸借契約が締結されており、居住状況は一部共用だが、審査請求人が 2 階部分を占有していることを確認したため、単身世帯とすることとし、また、生活扶助の第 2 類費については、賃貸借契約書において水道光熱費は「人員四分の一負担（原則）」と記載されていることから、4人世帯の第 2 類費を 4 分の 1 した額を認定するとして、保護を決定することとした。

- 5 平成 29 年 4 月 13 日、処分庁は、以下のとおり審査請求人の保護開始を決定した。

最低生活費

生活扶助 [] 円

【算出根拠】

第 1 類費 [] 円 (1人世帯基準)

第 2 類費 [] 円 (4人世帯基準) $\times 1/4 =$ [] 円

冬季加算 [] 円 (4人世帯基準) $\times 1/4 =$ [] 円

障害者加算 (イ) [] 円

合 計 [] 円

4 月分支給額 [] 円

【算出根拠】

最低生活費 [] 円 $\times 28/30$ 日 = [] 円

- 6 平成 29 年 4 月 14 日、処分庁は、審査請求人に保護開始決定通知書を送付した。
- 7 平成 29 年 7 月 13 日、審査請求人は、長野県知事に対して本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は [] を患っており、医師の助言により平成 29 年 4 月 1 日付で引越してきた。保護開始日は、引越日の平成 29 年 4 月 1 日とすべきである。

また、審査請求人は、一軒家の 2 階を間借りしている。生活扶助のうち、水道光熱費にあたる第 2 類費は 4 人で按分された額が認定されているが、正規の支給額を認定すべきである。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

保護開始日については、生活保護法による保護の実施要領について (昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局通知。以下「局」という。) 第 10 の 3 に基づき、申請日である平成 29 年 4 月 3 日を保護開始日とした。

また、生活扶助の第 2 類費の按分については、審査請求人が締結した賃貸住宅契約書及び長野県生活保護疑義問答集 (平成 9 年 3 月長野県社会部厚生課) せいほ通信第 1 号 (平成 5 年 6 月 4 日) に基づき、第 2 類費を 4 分の 1 とし算定した。

以上のことから、本件処分に違法不当な点はない。



理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生活保護法（以下「法」という。）第7条には、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と規定されている。
- (2) 局第10の3には、「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」と規定されている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10の2には、「（問）土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。（答）医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼって保護を開始してさしつかえない。」と規定されている。
- (4) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）には、急迫状況について、「生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。」と規定されている。
- (5) 法第8条第1項には、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されている。また、第2項には、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定されている。
- (6) 局第7には、「最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。」と規定されている。
- (7) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第7最低生活費の認定には、「基準生活費は、生活扶助基準の基礎をなすものであり、個人単位の費用である第1類の経費と世帯単位の費用である第2類の経費とによって構成され、それぞれ年間の需要をならして平均月額で表示されている。第1類は、飲食物費や被服費のように個人単位の算定できる生計費を表示したものであり、第2類は、家具什器費や光熱費等のような世帯共通的な経費を表示したものである。」と規定されている。
- (8) 「長野県生活保護疑義問答集」（平成9年3月長野県社会部厚生課）問6-8には、「問 グループホーム入居者の最低生活費は、どのように算定するか。答 居宅基準により認定すること。ただし、光熱水費が個人ごとの請求となっていない場合は、按分して認定されたい。（例えば、4人部屋



に入居しており、4人分の第2類が40,000円の場合、第2類の額を4人で按分するのであるから、認定する第2類の額は、 $40,000 \text{円} \div 4 = 10,000 \text{円}$ となる。)なお、家賃割については、住宅扶助で対応されたい。」と規定されている。

- (9) 「長野県生活保護疑義問答集」(平成9年3月長野県社会部厚生課)せいほ通信第1号(平成5年6月4日)問3には、「問 グループホーム(城西医療財団設置の第1飛鳥荘及び第2飛鳥荘)入居者の最低生活費は、どのように算定するか。答 第1飛鳥荘及び第2飛鳥荘については、第1類を居宅基準額どおり、第2類を入居者の人数で按分し認定されたい。(例えば、4人で住んでおり、4人分の第2類が40,000円とする場合、第2類の額を4人で按分するのであるから、認定する第2類の額は、 $40,000 \text{円} \div 4 = 10,000 \text{円}$ となる。)さらに、家賃割については、住宅扶助で対応されたい。なお、グループホームについては、施設の性格がそれぞれ異なる場合があるため、他の施設の最低生活費認定については、独断によらず、必ず県厚生課保護係に相談されたい。(厚生省と協議のうえ、回答する。)また、精神障害者共同住宅や精神障害者福祉ホーム等と名称が類似しているが、必ずしも認定方法が同一でないため、混同しないようお願いしたい。」と規定されている。

2 本件処分の違法性及び不当性の有無について

- (1) 「保護開始日」の取扱いについて、理由の1の(1)、(2)、(3)及び(4)を本件に当てはめて検討する。

審査請求人は平成29年4月1日付けで現住所に住所を異動し、平成29年4月3日に処分庁に来所して平成29年4月3日付けの保護開始申請書を提出した。これを受けて、処分庁は平成29年4月3日を保護開始日として保護開始決定処分を行った。

審査請求人は自ら来所の上、申請書を提出したという事実から、申請日の遡及適用の要件である「急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情にあったことが立証される場合」には該当しない。また、生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している事実はないため、急迫保護の要件には該当しない。

以上のことから、申請時期の遡及及び急迫保護を適用せず、保護申請日を保護開始日とした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- (2) 「第2類費の按分」の取扱いについて、理由の1の(5)、(6)、(7)、(8)及び(9)を本件に当てはめて検討する。

処分庁は、平成29年4月6日、審査請求人宅へ新規初動調査として出向き、実地に審査請求人の居住状況を確認した。その結果、審査請求人がトイレ等一部共有している部分はあるものの住居の2階部分を専有していることを確認し、また、審査請求人が現住居に居住するにあたり結んだ賃貸借契約書を徴取した。これは理由の1の(6)の規定のとおり調査されたものであることが認められる。

そして、処分庁は審査請求人の保護開始決定をするにあたり、ケース診断会議を開催し、賃貸借契約書の水道光熱費「人員四分の一負担(原



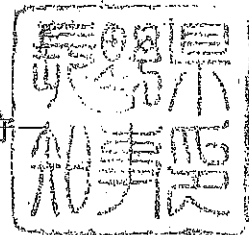
則)」という記載に基づき、最低生活費のうち第2類費を4人世帯の4分の1の額とすることを決定した。これは、処分庁が審査請求人の最低生活費を認定するにあたり、審査請求人の水道光熱費の支出について、審査請求人から処分庁へ提出された契約書の記載から判断し、その最低生活費を認定したものであると思料される。しかし、理由の1の(7)より、第2類費は水道光熱費のみならず、家具什器費等を含むものであることを考慮すれば、第2類費を按分せずに1人世帯の居宅基準により認定する余地はあったと解される。

また、処分庁は、理由の1の(9)に基づき第2類費を按分したと主張している。ここで本規定を見てみると、特定のグループホーム入居者の場合を規定している。なおかつ、理由の1の(8)において、第2類費の按分については、同一の部屋で複数の人数で生活を営むことを前提としている。本件は間借りの場合であること、また、グループホームは共同生活を営むものであるが、本件は居住実態から2階部分を専有し、単身生活に相当するとして単身世帯として認定されたものである。したがって、賃貸借契約書に水道光熱費「人員四分の一（原則）」という記載があるため第2類費を按分するとの判断に至った経過については理解できるものの、現行の保護の実施要領上、間借りの場合における最低生活費の認定について規定が存在しないため、本件処分は適切であるとは言い難い。

以上のとおり、本件処分に対する審査請求は理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成29年11月10日

審査庁 長野県知事 阿部 守



- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記は謄本です。

平成 29 年 11 月 10 日

長野県知事 阿部 守

